

「水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する 意見募集の結果について

令和2年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

ダイファシン系、トリクロピルトリエチルアンモニウム、トリクロピルブトキシエチル、メタムアンモニウム塩（カーバム）及びメタムナトリウム塩（カーバムナトリウム塩）及びメチルイソチオシアネート

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和元年12月6日（金）～ 令和2年1月4日（土）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

・封書によるもの	0通
・ファックスによるもの	0通
・電子メールによるもの	3通

(2) 御意見の延べ総数 3件

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

提出された御意見のうち2通は、本意見募集とは関係のない御意見でした。

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>「環境中予測濃度(水産 PEC)算定の考え方について」で定められた方法で水産 PEC が計算され、それが基準値設定時に勘案されています。</p> <p>架空のモデル地域を設定し、10km 四方内(100 平方キロメートル)に水田が5 平方キロメートル、非水田(畑など)が 7.5 平方キロメートルあるとし、それぞれの 10%, 5%のエリアで農薬が使用される前提です。更に川を伝って流れた先での濃度を計算したものです。</p> <p>全体を平均すればこんなものかもしれませんが、農薬使用エリアの近辺では、当然濃い農薬が残っており、それが生物に影響を与えることになります。僅かなエリアでも生態系が崩れれば、全体に影響を与えることは明らかです。</p> <p>農薬使用エリア近辺の数字でも安心できるレベルになるような基準値、使用制限を設けるべきです</p>	<p>「我が国における農薬生態影響評価の当面のあり方について―農薬生態影響評価検討会第2次中間報告」（平成14年5月、環境省水環境部）では、農薬による生態影響低減の目標として、「農薬の生態系への影響の程度を実環境中において定量的に分離・特定することが困難な現状においては、少なくとも水質環境基準点のあるような河川等の公共水域において、農薬取締法において保全対象とされる水産動植物への影響がでないように現状の評価手法を改善し、農薬による生態系への影響の可能性を現状より削減することを当面の目標とすることが適当である」とされたことから、水産動植物への影響を評価する環境中予測濃度（PEC）の算定に当たっては、現行の環境モデルを用いることとしています。</p> <p>なお、環境省ではリスク管理の一環として、各農薬について、PEC が基準値の10分の1を超える場合には、河川中濃度のモニタリング調査を実施するとともに、当該農薬の水質濃度が水産基準値を超過していることが確認された場合には、農薬の使用方法に係る指導の徹底等の環境保全対策について検討することとしています。</p>